

●香川県告示第260号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成19年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量
港湾環境整備施設（緑地）	香西西地区緑地	高松市香西北町747番7地先	面積 16,016㎡